

# 平成 21 年 3 月教育委員会定例会会議録

## 付議事項

議案第 77 号 和歌山県教育委員会の事務局等の現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（案）について

黒田総務課長から、職員の給与に関する条例等の改正により、平成 21 年 4 月 1 日から結核性疾患により休職した場合の給与の取扱いについて一般職員は変更されるが、県立学校に勤務する現業職員は、教育公務員特例法の適用を受ける教員等との均衡を考慮して、現行どおりとするために規定の改正を行うとの説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 78 号 和歌山県教育庁等文書規程の一部を改正する訓令（案）について

総務課長から、教育庁等において保存期間を経過した完結文書は焼却等による廃棄処分を行っていたが、歴史的に価値のある公文書を和歌山県立文書館（以下「文書館」という。）に引き継ぐことが可能とするために規定の改正を行うとともに、規程名を「和歌山県教育庁等公文書規程」に変更したいとの説明があった。

委員から、廃棄文書の適正な活用において、公文書管理責任者が文書館長に対して利用制限を設けることができる場合の具体的な制限について質問があり、総務課長から個人情報に関する記述等について制限するとの説明があった。

以上の審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 79 号 和歌山県教育庁等職員服務規程の一部を改正する訓令（案）について

総務課長から、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（県議会 2 月定例会に上程中）に伴い、規定の改正を行いたいとの説明があった。その内容は、休憩時間を午後零時から午後 1 時に改めること、育児短時間勤務職員等の 1 週間あたりの勤務時

間、再任用短時間勤務職員及び現業職再任用短時間勤務職員の1週間あたりの勤務時間、任期付短時間勤務職員等の1週間あたりの勤務時間、再任用短時間勤務職員及び現業職再任用短時間勤務職員の1日あたりの勤務時間について、15分から1時間を短縮することなど規定の整備を行うというものである。

委員から、従来の45分間の休憩時間を継続し、勤務終了時刻を15分間早める検討について質問があり、総務課長から知事部局等と調整した結果、原案のとおり改正したいとの説明があった。

以上の審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第80号 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(案)について

辻本給与課長から、市町村立学校職員の給与に関する条例及び勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、規定の改正を行いたいとの説明があった。その内容は、勤務1時間あたりの単価の算定方法、育児短時間勤務職員等の1週間あたりの勤務時間、再任用短時間勤務職員及び現業職再任用短時間勤務職員の1週間あたりの勤務時間、任期付短時間勤務職員等の1週間あたりの勤務時間、再任用短時間勤務職員及び現業職再任用短時間勤務職員の1日あたりの勤務時間について1週間あたりの勤務時間の短縮に伴って必要となった規定の整備を行うというものであり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第81号 市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(案)について

給与課長から、小中学校の統廃合等に伴い、新設校1校、廃校7校のへき地学校指定校地域区分の改正を行うとの説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第82号 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(案)について

議案第83号 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則(案)に

ついて

給与課長から、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、規定の改定を行いたいとの説明があった。その内容は、平成21年4月から教員免許更新制が導入されることに伴い、教育職員免許法において県の規則で定めることが規定されている免許更新講習の「免除対象者」「受講義務者」「受講することができる者」の制定、各種申請書類の様式の新設及び削除、更新制申請手続きの整備及び様式番号の整備を行うというものであり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第84号 市町村立学校職員の修学部分休業に関する規則（案）の制定について

給与課長から、職員の修学部分休業条例の一部改正に伴い、職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合に減額される勤務1時間あたりの給与額の算定方法が改正されたため、規定の改定を行いたいとの説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第85号 市町村立学校職員の高齢者部分休業に関する規則（案）の制定について

給与課長から、職員の高齢者部分休業条例の一部改正に伴い、職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合に減額される勤務1時間あたりの給与額の算定方法が改正されたため、規定の改定を行いたいとの説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第86号 和歌山県子ども読書活動推進計画の改定（案）について

萩原生涯学習課長から、子どもが自主的に読書活動を行い、生涯にわたって読書を楽しむ習慣を身に付けることができるように、平成16年3月に策定した「和歌山県子ども読書活動推進計画」を、これまでの成果・課題、地域の実情、改定にあたって実施し

たパブリック・コメント等を踏まえて、より一層県内の子どもの読書活動の推進を図るよう改定を行いたいとの説明があった。その内容は、家庭・地域（公立図書館、民間各種団体等）・学校において、それぞれの役割と具体的な取組、市町村立図書館・図書室への支援、市町村合併に伴う図書館の再編整備による地域間ネットワークの充実、リサイクル図書寄贈ボランティア活動、地域共育コミュニティにおける取組の支援等について整備を行うというものである。

委員から、図書館を設置していない市町村における支援について質問があり、生涯学習課長から、公民館等に併設されている図書室等においても、県立図書館とのネットワークを活用して支援しているとの説明があった。

委員から、県下における巡回（移動）図書室のバスの状況について質問があり、生涯学習課長から、県は廃止しているが、県立図書館が所蔵する蔵書を市町村にまとめて貸し出し、市町村から住民等に貸し出したり、いくつかの市町村では現在も巡回（移動）図書室のバスを運営しているとの説明があった。

委員から、リサイクル図書寄贈ボランティア活動の現状について質問があり、生涯学習課長から、平成21年2月末時点で、登録した学校が約70校、冊数は約1600冊であるとの説明があった。

委員から、貴重な文献や歴史的な書物を所有する住民からの寄贈は、市町村に限らず県立図書館においても可能であるかとの質問があり、生涯学習課長から、文献、書物等の内容、保存状態等を判断して収受を検討するとの説明があった。

委員から、ボランティアとして、学校図書室や図書館において子どもたちにアドバイスをしたいという人材の活用について質問があり、生涯学習課長から、地域共育コミュニティにおける取組等で外部人材を活用する環境が整いつつあるとの説明があった。

委員から、図書室に司書教諭が配置されていない学校もあるが、子ども一人ひとりを見て読書指導を行うこと重要で、子どもが本に親しむ環境を工夫してほしいとの意見があった。

以上の審議の結果、原案のとおり決定した。

(案) について

生涯学習課長から、修学奨励金の貸与時には連帯保証人及び保証人が必要であるとしているが、このうち保証人についてやむを得ない事情により指定できないと認める場合には、別に定めるところにより対応できる規定の改定を行いたいとの説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 88 号 和歌山県立図書館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 (案) について

議案第 89 号 和歌山県立体育館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 (案) について

議案第 90 号 和歌山県立武道館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 (案) について

議案第 91 号 和歌山県立紀伊風土記の丘に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 (案) について

議案第 92 号 和歌山県立自然博物館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 (案) について

総務課長から、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 (県議会 2 月定例会に上程中) に伴い、休憩時間と条ずれによる規定の改正を行いたいとの説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 93 号 和歌山県指定文化財の指定等 (案) について

木下文化遺産課長から、和歌山県指定文化財の指定等について、平成 21 年 2 月 16 日に開催した和歌山県文化財保護審議会において、建造物 2 件、美術工芸品 5 件、記念物・史跡 1 件、有形民俗文化財 2 件、無形民俗文化財 1 件の指定、美術工芸品 1 件の指定解除、美術工芸品 1 件の員数変更について答申を得たとの説明があった。

指定物件は、建造物の宗教法人深専寺所有の「庫裡・玄関・惣門」各1棟、「書院」1棟「附・棟札」1枚、宗教法人鬮神社所有の「本殿」1棟「附・棟札」2枚、「西殿」1棟「附・棟札」1枚、「上殿」1棟、「中殿」1棟「附・棟札」1枚、「下殿」1棟「附・棟札」1枚、「八百萬殿」1棟「附・棟札」1枚、美術工芸品の熊野那智大社所有の「那智山経塚出土品」1式、那智山青岸渡寺所有の「銅経筒」1口、「銅経筒残欠」4片、「銅経筒蓋」1個、「鏡像」4面、「懸仏残欠」8個、「羯磨」2口、熊野那智大社所有の「木造女神坐像」1?、東照宮所有の「和歌祭仮面群面掛行列所用品」96面、田辺市教育委員会所有の「山田代銅鐸」1点、記念物・史跡の湯浅町吉川区所有の逆川王子1所、有形民俗文化財の橋本市学文路区所有の「苺萱道心・石道丸関係信仰資料」32点、山本恵信氏所有の「葛城山の凍豆腐製造用具」21点及び「附・凍豆腐関係文書」3冊、無形民俗文化財の顯國神社三面保存会所有の「顯國神社の三面獅子」、指定解除物件は、美術工芸品の熊野那智大社所有の那智山経塚出土遺物1式、員数変更物件は、熊野那智大社所有の熊野那智大社奉納鏡65面（旧員数68面）の指定等理由について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第94号 平成21年度和歌山県教科用図書選定審議会の委員（案）について

東中小中学校課長から、県内各地域のバランス等を考慮して、学校関係者、教育行政関係者、学識経験者から委員を選定したいとの説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第95号 平成20年度末市町村立小・中学校長及び教頭人事異動（案）について

小中学校課長から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第96号 平成20年度末県立学校長及び教頭並びに事務長人事異動（案）について

県立学校課長から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 97 号 和歌山県教育庁等組織の改正（案）について

総務課長から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 98 号 平成 20 年度末事務局等職員人事異動（案）について

総務課長から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。